身　元　保　証　契　約　書

使用者　　を甲、被用者を乙、身元保証人を丙とし、甲丙間において次のとおり契約する。

第1条　乙が甲乙間の雇用契約に違反し、または故意又は過失によって甲に損害を与えた場合には、丙は乙と連帯して甲に対して、損害額を賠償するものとする。
但し、その上限額は　　万円とする。

第2条　本契約の存続期間は本契約成立の日から5年間とする。

第3条　甲は次の事由が発生した場合には、遅滞なくこれを丙に通知しなければならない。

1.　乙に業務上不適任または不誠実な事跡があって、このため丙の責任をひき起こすおそれがあることを知ったとき。
2.　乙の勤務場所を変更したため丙の責任を加重し、またはその監督を困難ならしめることとなった場合。

本契約書は3通作成し、署名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

日付

使　用　者（甲）
住　所
事業所名
代表者名　　㊞

被　用　者（乙）
住　所
氏　名　　㊞

身元保証人（丙）
住　所
氏　名　　㊞
被用者との関係